

中部日本吹奏楽コンクール本大会実施規定

第1章 総則

第1条

中部日本吹奏楽コンクール本大会は、連盟規約第3条に定められた支部から推薦された吹奏楽団体が参加して、毎年1回実施する。

第2条

本大会の実施日時および会場は、前年度の12月末日までに本連盟理事会において審議し、理事長が決定する。

第2章 参加部門および編成、人数、参加資格

第3条

部門および編成、参加人数は次のとおりとする。但し、指揮者はその人数には含まない。

1 中学生の部

小編成 30名以内 大編成 50名以内

2 高等学校の部

小編成 30名以内 大編成 55名以内

第4条

本大会に参加する団体は、次の1号の条件を満たした上で、2～3号のいずれかに該当する条件を満たしていなければならない。

- 1 本連盟に加盟している団体に限る。また、部門の違同を問わず、1団体から2チーム以上の参加は認めない。
- 2 中学生の部については、学校教育法に基づく中学校、およびこれに準ずる学校であること。その構成メンバーは、同一中学校に在籍し、正規の授業またはクラブ活動として吹奏楽を習得している生徒とする。但し、同一経営の学園内における小学校児童の参加は認める。
- 3 高等学校の部については、学校教育法に基づく高等学校、及びこれに準ずる学校であること。その構成メンバーは、同一高等学校に在籍し、正規の授業または、クラブ活動として吹奏楽を習得している生徒とする。但し、同一経営の学園内における小学校児童及び中学校生徒の参加は認める。

第5条

参加申込み後、やむを得ず別の者が指揮をする場合にはあらかじめ「指揮者変更願」(様式自由)を本部事務局に提出し、許可を得るものとする。

第6条

同一奏者が、二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

第7条

審査対象となる演奏開始から演奏終了までの間、演奏者および指揮者の交代は認めない。但し、同一奏者による楽器の持ち替えは認める。

第8条

次の各号に該当する参加団体は失格とし、審査の対象としないことが出来る。また、後日その事実が判明した場合には、賞を取り消すことが出来る。

- 1 第3条に定める参加人員を超えたとき。
- 2 出場メンバーに不正があるとき。
- 3 課題曲と自由曲で演奏者または指揮者の交代をしたとき。
- 4 支部大会と異なる曲を演奏したとき。
- 5 演奏時間を超えたとき。
- 6 使用が許可されていない楽器を使用したとき。
- 7 演奏曲に不正があるとき
- 8 その他大会運営上重大な損害を与えたとき。

第3章 演奏曲および演奏時間、使用楽器

第9条

演奏曲は次のとおりとし、課題曲、自由曲の順に演奏するものとする。

- 1 課題曲：中部日本吹奏楽連盟がその年ごとに定める課題曲のうち、1曲を参加団体が選択したもの。
- 2 自由曲：参加団体が国内で演奏を許可された曲の中から任意に選択した1曲。但し、組曲は1曲とみなす。著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合には、事前に著作権者から編曲とその編曲に基づく演奏の許諾を得なければならない。この許諾を得ないでコンクールに出場することは認めない。なお、参加団体は演奏の許諾を得たことを証明する書類等を事前に事務局に届けなければならない。

第10条

演奏曲は支部大会で演奏した曲とする。

第11条

演奏時間は12分以内とする。中学生の部、高等学校の部においては、演奏時間とは課題曲の演奏開始から自由曲の演奏終了までとする。なお、演奏開始とは指揮振り始めとし、演奏終了は指揮の振り終わりとする。

第12条

編成と使用楽器は次のとおりとする。

木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器を含む）その他スコアに指定された編成で演奏すること。なお、木管楽器・金管楽器・打楽器以外の楽器ではコ

ントラバス、ピアノ、エレキベース、ハーブ、チェレスタの使用を認める。

第4章 課題曲の選定

第13条

課題曲はマーチ4曲を原則とし、理事会において決定する。

第5章 出演順および審査、表彰

第14条

出演順は開催前年度の理事会で決定する。但し、複数の代表枠がある場合には割り当てられた出演順の中で支部が決定する。

第15条

本大会の審査員は主管県（支部）が候補者を挙げ、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

第16条

審査員の数は5名以上とする。

第17条

審査方法の詳細は別途定める。

第18条

中学生の部、高等学校の部における表彰は、金賞、銀賞、銅賞とする。また、各部門及び各編成の第1位の団体には文部科学大臣奨励賞、第2位の団体には中日新聞社賞、第3位の団体には理事長賞を授与する。この他に、共催団体または後援団体より賞を受けることができる。

第6章 支部代表団体

第19条

各支部より本大会へ出場できる団体数は次のとおりとする。

- 1 1日あたりの出演団体数は25を上限とする。
- 2 中学生の部、高等学校の部においては編成ごとに、各県支部より1団体とする。
- 3 大会主管県支部には1団体追加する。
- 4 中学生の部は前回大会で3賞（文部科学大臣賞・中日新聞社賞・理事長賞）を受賞した団体の県支部には、1団体ずつ追加する。
- 5 高等学校は前回大会で2賞（文部科学大臣賞・中日新聞社賞）を受賞した団体の県支部には、1団体ずつ追加する。

第20条

支部代表の選出方法については各支部に委ねるものとする。

第7章その他

第21条

大会運営は、本部理事長を大会委員長、主管県（支部）理事長を実行委員長として本部理事と本大会主管県（支部）が協力してその任にあたる。

第22条

コンクール実施に当たって、本連盟が必要と認めた場合には、共催または後援団体を持つことができる。

第23条

災害等による本大会の開催の可否については以下のとおりとし、中止となった場合には後日、本大会の開催はしない。

- 1 大会前日までに自然災害が発生し、開催地において本大会が運営できない場合には理事長の判断で中止にすることがある。
- 2 大会当日、開催地において特別警報等が発令された場合には理事長が関係者と協議し、開催の可否を判断し各参加団体に連絡する。
- 3 大会開催中に緊急事態が予測される場合には本大会を中止することがある。

第24条

その他コンクール開催上の細目については理事会がこれを定める。

第25条

この規定は理事会において、出席者の過半数の承認が得られた場合には改正をすることができる。

<付 則>

- 1 各支部大会は、本コンクール規定に準ずるものとする。

平成20年5月11日改正

平成26年3月22日改正

平成27年5月 9日改正

平成29年3月25日改正

令和 2年5月 9日改正

令和 5年5月13日改正